

YMFSスポーツチャレンジ助成事業 平成24年度〈第6期生〉 助成対象者募集

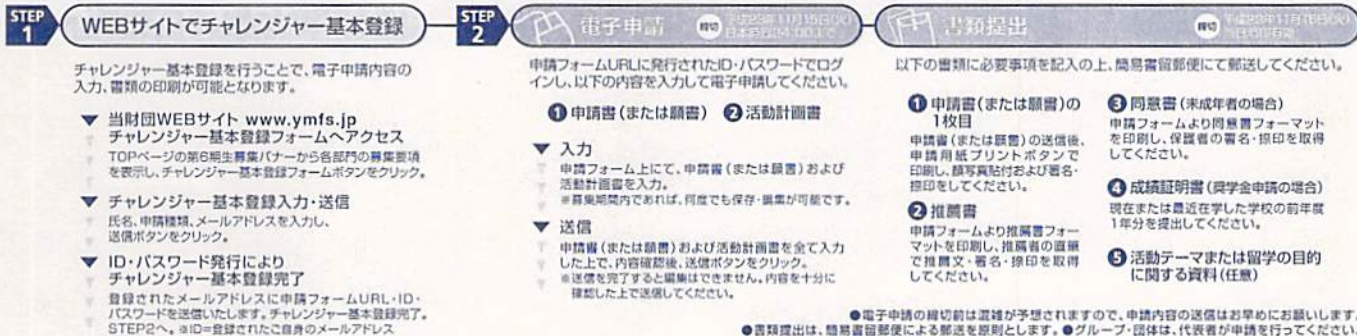
【募集期間】

平成23年
9月1日(木)~
11月15日(火)

ヤマハ発動機スポーツ振興財団では、スポーツを通して世界に輝ばたく逞しい人材の育成を目的に、「YMFSスポーツチャレンジ助成」を実施しています。自己のキャリアアップやスキルアップを目的とした各種体験に対して助成金を交付する「スポーツチャレンジ体験助成」、スポーツにかかわる学問研究に対して助成金を交付する「スポーツチャレンジ研究助成」、そして、スポーツにかかわる学問研究を目的とした留学生に対して奨学金を給与する「国際スポーツ奨学金」の3部門の助成対象者を募集します。自己の夢の実現にチャレンジする個人や共通の目的・目標に挑戦するグループのみならず、「YMFSスポーツチャレンジ助成」を通して、夢や目標の実現に集中的に取り組む、充実した1年を過ごしてみませんか。

申請の流れ

申請は、入力による電子申請と、印刷して提出していただく書類申請があります。



スポーツチャレンジ体験助成

アスリート、指導者、審判、スポーツジャーナリストなど、スポーツに関連する幅広い分野から、高い志、明確な目的・目標、そして具体的なプロセスを持った、チャレンジスピリット、フロンティア精神あふれる体験を募集しています。

- 【募集要項】
- 助成対象
平成24年4月~平成25年3月の間に行われるスポーツにかかわる技能・体力の向上、体験等を目的とした取り組み
 - 応募資格
満16歳以上(応募時)の男女、およびこれによって構成されるグループ・団体
 - 助成件数
10件程度の個人またはグループ・団体の採用を予定
 - 助成金額
1件に対し150万円まで
 - 助成期間
1年間
 - 申請書類
応募に際しては、以下の書類を提出してください。
[1] 助成申請書 [4] 同意書(未成年者の場合)
[2] 活動計画書 [5] 活動テーマに関する資料(任意)
[3] 推薦書(指導者、監督、コーチなどの推薦)
※申請方法については、上記「申請の流れ」をご覧ください。
 - 注意事項
-他の団体等から助成または補助金を受けられる者は、原則として対象外とします。
-プロ契約選手(練習を通して金銭を控えている者)は、原則として対象外とします。
-書類不備があった場合は、原則として受理できませんのでご了承ください。
-書類提出は、簡易書留郵便による郵送を原則とします。
 - 応募締切
平成23年11月15日(火)

スポーツチャレンジ研究助成

スポーツ医科学、スポーツ文化など、スポーツに関連する幅広い分野から、スポーツ振興、特にスポーツ関係者のレベル向上やスポーツそのもののレベル向上につながる、学術的価値の高い学問研究を募集しています。

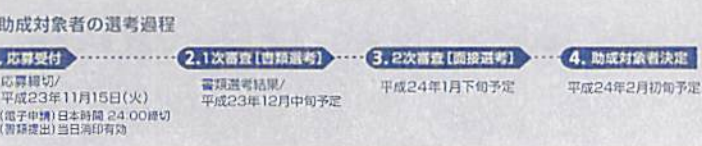
- 【募集要項】
- 助成対象
平成24年4月~平成25年3月の間に行われるスポーツにかかわる学問研究活動を目的とした取り組み
 - 応募資格
満16歳以上(応募時)の男女、およびこれによって構成されるグループ・団体で次のいずれかに該当する方(高校在学者、高校卒業生、短期大学・大学・大学院在籍者および卒業/修了者)
 - 助成件数
10件程度の個人またはグループ・団体の採用を予定
 - 助成金額
1件に対し150万円まで
 - 助成期間
1年間
 - 申請書類
応募に際しては、以下の書類を提出してください。
[1] 助成申請書 [4] 同意書(未成年者の場合)
[2] 活動計画書 [5] 活動テーマに関する資料(任意)
[3] 推薦書(指導教官などの推薦)
※申請方法については、上記「申請の流れ」をご覧ください。
 - 注意事項
-他の団体等から助成または補助金を受けられる者は、原則として対象外とします。
-研究助成金における大学等の管理費への充當は不可。
-書類不備があった場合は、原則として受理できませんのでご了承ください。
-書類提出は、簡易書留郵便による郵送を原則とします。
 - 応募締切
平成23年11月15日(火)

国際スポーツ奨学金

スポーツを通して世界に輝ばたく逞しい人材を育成するために、また社会や人々に勇気や夢をもたらしていくために、スポーツにかかわる学問研究を目的とした留学生に奨学金を給与する「海外留学生奨学金」および「外国人留学生奨学金」を実施しています。

- 海外留学生奨学金【募集要項】
- スポーツの振興・普及および技能向上にかかわる学問研究を目的に、海外へ留学する日本人大学生・大学院生に奨学金を給与しています。
- 給与対象
原則として日本国内の大学・大学院に在学中、スポーツの振興・普及および技能向上にかかわる学問研究を目的とし、平成24年4月1日以降(1年以内)に、海外に渡航・留学予定の日本人大学生・大学院生
 - 申請書類
応募に際しては、以下の書類を提出してください。
[1] 奨学生願書 [4] 同意書(未成年者の場合)
[2] 活動計画書 [5] 成績証明書(現在または最近在学した学校の前年度1年分を添付してください。)(学校長または指導教官の推薦) [6] 留学の目的に関する資料(任意)(本申請の留学目的を十分に説明できる資料があれば、お送りください。)
 - 注意事項
-他の奨学金等との重複受給は不可。
-書類不備があった場合は、原則として受理できませんのでご了承ください。
-書類提出は、簡易書留郵便による郵送を原則とします。
 - 応募締切
平成23年11月15日(火)

- 外国人留学生奨学金【募集要項】
- 将来、母国でスポーツ関連の指導者を目指すため、スポーツの振興・普及および技能向上にかかわる学問研究を目的に、日本に留学している外国人大学生・大学院生に奨学金を給与しています。
- 給与対象
将来母国でのスポーツ関連指導者を目指すため、スポーツの振興・普及および技能向上にかかわる学問研究を目的とし、平成24年4月1日以降、日本国内の大学・大学院に留学している外国人大学生・大学院生
 - 申請書類
応募に際しては、以下の書類を提出してください。
[1] 奨学生願書 [4] 同意書(未成年者の場合)
[2] 活動計画書 [5] 成績証明書(現在または最近在学した学校の前年度1年分を添付してください。)(学校長または指導教官の推薦) [6] 留学の目的に関する資料(任意)(本申請の留学目的を十分に説明できる資料があれば、お送りください。)
 - 注意事項
-他の奨学金等との重複受給は不可。
-書類不備があった場合は、原則として受理できませんのでご了承ください。
-書類提出は、簡易書留郵便による郵送を原則とします。
 - 応募締切
平成23年11月15日(火)



【個人情報取り扱いについて】申請書類上の個人情報については、当チャレンジ助成事業まで以外に開示されることはありません。ただし審査・選考のため、選考委員に対して申請書類が提供されますのでご了承ください。【活動成果の取り扱い】活動成果の知的財産権は本人に帰属しますが、公表される場合は、必ず当財団の許可による活動であることを明記していただきます。また活動成果がスポーツ普及に貢献するものと判断がなされた場合には、その成果を利用する場合があります。【助成の停止】活動の中止または中止の意向のいずれかに該当する場合は、助成金を返金していただきます。【1】申請書類記載事項に虚偽があることと判明したとき。【2】活動の中止または中止の意向があったとき。【3】助成金を目的以外の用途に使用したとき。【4】死亡・他病のため活動が中止されたとき。【5】助成を受けようとして通過できなかったことと判明したとき。【6】活動の中間報告が行われなかった場合、また活動が助成決定の月より3ヶ月を超えて中止されたとき。【7】活動内容が採用時の計画から大幅に逸脱すること。【奨学金の停止】【8】【9】【10】【11】申請書類記載事項に虚偽があることと判明したとき。【12】研究費の他の理由により、成果の発表がなくなったとき。【13】旅行が不費となったとき。【14】奨学金を必要としない理由が生じたとき。【15】前年度の計が奨学金として費されていない事実があったとき。【16】在学学校で休学を申し出たとき。【17】応募資格を満たさなくなったとき、または満了日にならなくなったことと判明したとき。【18】【19】【20】【21】休学または長期休学にわたって欠席したとき。【22】旅行の状況により、特別の必要があると認められたとき。